

お知らせ

従業員様の住民税を特別徴収（給与からの天引）にされている事業所様には、今月中に新年度（令和3年6月～令和4年5月）の特別徴収税額の通知が、各市区町村より届く予定となっております。ご確認をお願い致します。

2021

5月号

vol.89

NEWS LETTER

- * 受取人の9割がやめたい約束手形
- * 令和3年5月・6月の雇用調整助成金の
特例措置等について

* Message From Staff
～ 新スタッフ一問一答

赤松祐哉 ～

ネクタイが外せる5月となりました。クールビズという習慣も定着し、5月からの半年間はノータイでのビジネスが慣例化しています。カタチというものは大切で、ネクタイが外れると夏の到来に期待感が膨らみ、ネクタイの季節になると繁忙期の到来に緊張感が湧いてきます。

コロナ禍において常識化したマスクの着用ですが、毎朝マスクをつける時には憂鬱になります。そんな時には、マスクを外して海外旅行をしている自分を想像し、気持ちを奮起させています。

岡村 景明



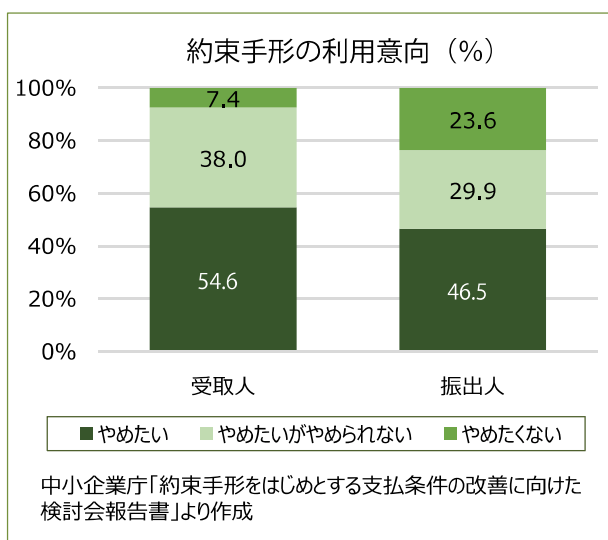
受取人の9割がやめたい約束手形



約束手形（以下、手形）を利用しながらもその実、利用をやめたいとも考える企業が多いようです。ここでは、2021年3月に発表された報告書※から、手形を利用している企業の利用に関する意向をご紹介します。

受取人の9割以上がやめたい

上記調査結果から、手形の利用意向をまとめると、下グラフのとおりです。



「やめたい」と「やめたいがやめられない」をあわせた割合が、受取人で90%を、振出人で75%を超えました。

それぞれの理由

次に、受取人と振出人のそれぞれの理由の上位3つをまとめると、下表のとおりです。

受取人の回答で最も割合が高いのは、やめたい理由は「不渡りのリスクがある」、やめたいがやめられない理由は「振出側が手形による支払を希望している」、やめたくない理由は「裏書譲渡ができる」でした。

振出人では、やめたい理由は「手形帳代金・印紙代等が負担」、やめたいがやめられない理由は「電子記録債権にしたいが受取側が利用していない」、やめたくない理由は「支払サイトを確保したい」が最も高くなりました。

政府のワーキンググループの資料では、2026年をめどに手形の利用廃止を進めるとしています。手形を利用している企業では、対応をしていく必要があるでしょう。

約束手形に関する受取人と振出人のそれぞれの理由（上位3つ、複数回答、%）

| 受取人 | | 振出人 | |
|------------------------|------|------------------------|------|
| 理由 | 割合 | 理由 | 割合 |
| やめたい理由 | | やめたい理由 | |
| 不渡りのリスクがある | 52.6 | 手形帳代金・印紙代等が負担 | 48.2 |
| 取立手数料・領収書の印紙代等が負担 | 50.4 | 訪問や郵送等の搬送が必要で面倒 | 40.9 |
| 支払を繰延べせずに現金で払って欲しい | 42.6 | 現物管理が面倒 | 27.9 |
| やめたいがやめられない理由 | | やめたいがやめられない理由 | |
| 振出側が手形による支払を希望している | 80.8 | 電子記録債権にしたいが受取側が利用していない | 40.5 |
| 業界の商慣習 | 32.0 | 業界の商慣習 | 33.1 |
| 電子記録債権にしたいが振出側が利用していない | 23.9 | 受取側が手形による支払を希望している | 32.7 |
| やめたくない理由 | | やめたくない理由 | |
| 裏書譲渡ができる | 33.8 | 支払サイトを確保したい | 71.5 |
| 割引ができる | 26.9 | 電子記録債権に比べて手間がかからない | 18.0 |
| トータル費用負担が少額である | 20.7 | トータル費用負担が少額である | 17.3 |

中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」より作成

※中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」

ここで紹介した数字は、報告書掲載のアンケート調査（2020年9月に中小企業庁が実施した、日本国内の企業を対象とする支払の実態に関するアンケート調査）で、大企業158社、中小企業3,192社の回答結果によるものです。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf

令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置等について

令和3年4月30日までが期限となっていた、雇用調整助成金の特例措置が、一部内容を変更し、

6月30日まで延長となりました。

特例措置の内容

| 判定基礎期間の初日 | | ～4月末 | 5月・6月 | |
|-----------|-------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 【全国】 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (9/10) 13,500円 ① | |
| | 業況特例 (※1) 【全国】 | — | 4/5 (10/10) 15,000円 ② | |
| | 地域に係る特例 (※2) | 緊急事態宣言 まん延防止等 重点措置 | — | 予定 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| | | | — | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○予定の部分は施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

※1 業況特例 (特に業況が厳しい全国の事業主)

【対象となる事業主】 AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A: 休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B: Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。)

例: 令和3年5月から休業を実施した場合→



【対象となる休業等】 令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等(短時間休業を含む)

(※) 中小企業は5月1日から6月末まで(4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。)

【対象となる事業主】 以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等

- ①まん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による要請等を受けて、
- ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- ④営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】 要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等(短時間休業を含む)

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

※上記の他、厚生労働省令の改正等を行ったうえで緊急事態宣言に関する特例を設ける予定です。

お問合せ先: 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター

TEL: 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Message From Staff

～ スタッフ紹介 一問一答 ～

①名前

赤松 祐哉

②誕生日

1991年7月19日

③血液型

A型

④好きな食べ物

ハンバーグ

⑤好きな色

青色

⑥好きな飲み物

カルピスウォーター

⑦好きな曲

さよならエレジー

⑧好きなこと

野球

⑨最近のマイブーム

YOUTUBE

⑩好きなアーティスト

レミオロメン

⑪好きなキャラクター

ジャビット

⑫今、これはもう絶対しないと決めてること

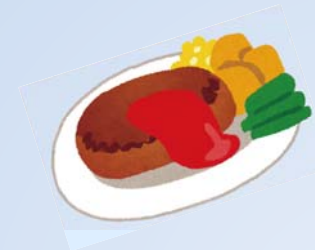
2度寝

⑬なんで？

1日が短く感じるから。

⑭生まれ変わったら何になりたい

ライオン



⑮死ぬまでにしたいこと

世界1周

⑯至福の時

映画鑑賞

⑰お勧めのスマホアプリ

フロ野球スピリッツ

⑱人には見せられない、一人飯の時にする美味しい食べ方

色々な食べ物にマヨネーズをかける

⑲歯磨きは起きてすぐ？朝食後？

朝食後

⑳今、観たい映画

コナン

㉑欠かさずに観る番組

ガキの使い

㉒我が家のオリジナル料理

オムライス

㉓寝る時の服

寝巻

㉔今、欲しい物

ワイヤレスのイヤフォン

㉕大事な物（人以外で）

前職でいただいたネクタイピン

㉖座右の銘は？

道理をわきまえたものに人は味方する



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

